

(大分海区漁業調整委員会 あわび類及びうに類の採捕の禁止)

大分海区漁業調整委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類及びうに類の採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和八年三月三日

大分海区漁業調整委員会会長 阿 部 貴 史

## 一 禁止区域

### 1 あわび類

(一) 豊後高田市香々地地先の次に掲げるイからへまでの各点（世界測地系）を順次に結

んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度四十・四九三分、東経百三十一度三十一・三七〇分

点ロ 点イから真方位三百二十三度五分三十メートルの点

点ハ 北緯三十三度四十・五五七分、東経百三十一度三十一・四五五分の点から真方

位三百三十九度十一分三十三メートルの点

点ニ 北緯三十三度四十・五五七分、東経百三十一度三十一・四五五分の点から真方

位九十三度五分十二メートルの点

点ホ 北緯三十三度四十・五五〇分、東経百三十一度三十一・四四七分の点から真方

位百四十一度十二分十メートルの点

点ヘ 北緯三十三度四十・五二七分、東経百三十一度三十一・四六三分

(二) 臼杵市大字下ノ江地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度九・〇四〇分、東経百三十一度四十九・六九六分

点ロ 点イから真方位九十度五十メートルの点

点ハ 点ニから真方位九十度五十メートルの点

点ニ 北緯三十三度九・〇一二分、東経百三十一度四十九・七一五分

(三) 臼杵市大字深江地先の次に掲げるイからハマまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度七・八六七分、東経百三十一度五十四・〇二〇分

点ロ 点イから真方位百度二十八分百十六メートルの点

点ハ 北緯三十三度七・九一〇分 東経百三十一度五十四・〇九二分

(四) 津久見市大字四浦字鳩浦地先の次に掲げるイからニまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 仙水漁港沖側防波堤根基に漁業権管理者が設定した点

点ロ 点イから防波堤と直角に交わる線上で沖に二十メートルの点

点ハ 点ニから防波堤と直角に交わる線上で沖に二十メートルの点  
点ニ 仙水漁港沖側防波堤突端に漁業権管理者が設定した点

(五) 津久見市大字保戸島地先の次に掲げるイからニまで及びイの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ くじらばえ西端

点ロ 点イから真方位三百二十一度五十九メートルの点

点ハ 点イから真方位二百三十二度三百七十四メートルの点

点ニ ごじらばえ東端

(六) 佐伯市上浦地先の次に掲げるイからハマまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度二・九三四分、東経百三十一度五十五・六二七分

点ロ 北緯三十三度二・八九五分、東経百三十一度五十五・七二六分

点ハ 北緯三十三度二・七五〇分、東経百三十一度五十五・六四六分

(七) 佐伯市鶴見有明浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

点イ 北緯三十二度五十六・六六四分、東経百三十一度五十九・四五〇分

点ロ 北緯三十二度五十六・六六六分、東経百三十一度五十九・四四一分

点ハ 北緯三十二度五十六・七〇〇分、東経百三十一度五十九・四二五分

点ニ 北緯三十二度五十六・七〇九分、東経百三十一度五十九・四三九分

(八) 佐伯市蒲江大字西野浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

点イ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位八十八度十三メートルの点

点ロ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位百七十四度三十三分百三十五メートルの点

点

点ハ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位百八十八度五十一分百三十七メートルの点

点

点ニ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位二百六十八度二十一メートルの点

## 2 うに類

(一) 臼杵市大字下ノ江地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度九・三〇三分、東経百三十一度四十九・六五六分

点ロ 点イから真方位九十度五十メートルの点

点ハ 点ニから真方位九十度五十メートルの点

点ニ 北緯三十三度九・二七八分、東経百三十一度四十九・六五六分

(二) 臼杵市大字深江地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 点イ 北緯三十三度七・八五一分、東経百三十一度五十三・八四〇分
- 点ロ 点イから真方位三百四十度五十メートルの点
- 点ハ 点ニから真方位三百二十度五十メートルの点
- 点ニ 北緯三十三度七・九〇五分、東経百三十一度五十三・九三七分

### 3 あわび類及びうに類

国東市国見町地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- 点イ 北緯三十三度四十一・一四四分、東経百三十一度三十六・七三九分
- 点ロ 北緯三十三度四十一・一二八分、東経百三十一度三十六・七二六分
- 点ハ 北緯三十三度四十一・一〇〇分、東経百三十一度三十六・八一五分
- 点ニ 北緯三十三度四十一・〇八四分、東経百三十一度三十六・八〇三分

### 二 禁止期間

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで